

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会職員の給与の臨時特例に関する規則

令和5年11月8日制定

(趣 旨)

第1条 この規則は、村上市社会福祉協議会職員の令和5年12月1日に在職する職員に支給する期末手当を減額するため、村上市社会福祉協議会職員の給与等の支給に関する規則（規程No.7）の特例を定めるものとする。

(給与の特例)

第2条 令和5年12月1日に在職する職員に支給する期末手当については、村上市社会福祉協議会職員の給与等の支給に関する規則第10条の7の規定にかかわらず、期末手当の額に0.2の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この規則は、令和5年11月8日から施行する。